

Title	〔商法二七八〕 取締役の対第三者責任：支払い見込のない手形を振り出した代表取締役の責任と不実登記の存在を知らない表見取締役の責任 (東京地裁昭和五六年一〇月三〇日判決)
Sub Title	
Author	阪埜, 光男(Banno, Mitsuo) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1987
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.60, No.9 (1987. 9) ,p.109- 113
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19870928-0109

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 二七八〕 取締役の対第三者責任

——支払い見込のない手形を振り出した代表取締役の責任と
不実登記の存在を知らない表見取締役の責任——

（東京地判昭和五六年一〇月三〇日）
昭和五四年（ワ）五四三三号
控訴賠償請求事件
判例時報一〇四五号 二六頁

〔判示事項〕

一、会社に手形を支払える見込みがないことを知りながら手形を振り出した代表取締役は、商法二六六条ノ三の責任を免れない。

二、不実登記の存在を知らず、その登記の現出ないし存続について帰責事由のない登記名義上の取締役は商法二六六条ノ三の責任を負わない。

〔参考文献〕

商法二六六条ノ三

〔事実〕

Y₁は昭和四八年二月、建築材料等の製造販売を目的とするY会社を設立し、その代表取締役として経営にあたった。

（なおY₂（Y₁の実父）とY₃（Y₁の義弟）の両名は昭和五〇年三月二〇日

の株主総会において取締役に選任され就任を承諾した旨の記載がY会社の株主総会の議事録になされており、Y会社の商業登記簿にも右兩名が取締役として登記されていた。昭和五〇年一二月ごろ、取引先である訴外Aから経営悪化を理由に融通手形の発行を依頼されたY₁は、Aがこれを決済しなければY会社には自ら支払う資力がなないことを知りながら、額面合計四〇〇万円のY会社振出の約束手形をAに交付し、Aはこれにより知人であるXから手形割引を受けた。しかし、Aは翌五一年一月倒産し、右手形を決済することができなくなり、Y会社にも支払い能力がなかったため、Y₁はその後何回かにわたりY会社振出の書替手形をXに差し入れて支払の延期を重ねてきた。

Y会社の経営は昭和五一年六月ころには相当悪化して資金繰りが苦しく、他から借入れをしても返済できる見通しはなかつ

たが、 Y_1 はこれを知りながらY会社の資金調達のためにXから手形割引を受けようと考へ、額面合計七五〇万円のY会社の約束手形を振り出し、これをAの紹介によりXの下に持参して手形割引を受けた。しかしY会社には右手形を決済する資力がなかったたので、 Y_1 はこれについても前同様、Y会社振出の書替手形をXに差し入れて支払いの延期を重ねてきた。

本件各手形（額面合計一一五〇万円）は、前記各手形の書換に係る最後の手形であつて、昭和五二年二月ないし五月に振り出された。その当時、Y会社の経営は悪化し、本件各手形を支払へる見込みが全くないことを Y_1 は知っていたにもかかわらず、 Y_1 はXに対して、「Y会社は一族で経営している会社で他に不動産も多くあるから心配はない」などと甘言を申し向けて手形の書替に應ずることを承諾させ、支払い見込のない本件各手形を振り出したが、同年六月ごろY会社は数千万円の負債を負つて倒産した。そこでXはY会社に対して本件各手形金の支払を求めるとともに Y_1 、 Y_2 、 Y_3 の三名に対しても商法二六六条ノ三の規定に基づき右手形金の支払を受けることができないうことによる損害（手形金相当の一・一五〇万円）の賠償を求めて本訴を提起した。

〔判 旨〕

(1) Y会社に対する請求を認容

(2) Y_1 に対する請求について—請求認容

「 Y_1 が前記のごとき状態の下で本件手形を振り出したことは、 Y_1 のY会社代表取締役としての職務の執行につき悪意又は重過失

があつたものといふべきであり、 Y_1 はこれによつてXの被つた損害一一五〇万円を賠償する責任を免れない。なお、Xは右損害につき商事法定利率年六分の割合による遅延損害金の支払を求めているが、右損害賠償債務は商行為によつて生じた債務ではないから、これに対する遅延損害金は民法法定利率年五分の割合によるべきものである。」

(3) Y_2 および Y_3 に対する請求について—請求棄却—

右議事録の記載及び登記は Y_1 が無断で勝手にしたものであつて、 Y_2 及び Y_3 はこれを知らなかつたことが認められるのであり、これを覆えずに足りる証拠はない。また、右、虚偽登記の現出ないし存続について Y_2 、 Y_3 兩名に帰責事由のあることを認めるべき証拠もない。してみると、右、 Y_2 、 Y_3 兩名がY会社の取締役であることを前提とするXの Y_2 、 Y_3 に対する請求は失当として棄却すべきものである。」

〔研 究〕

一 本件は、会社の振り出した約束手形を割り引いた者が、会社の倒産により、手形金の支払を受けられないために、その会社の取締役、商法二六六条ノ三第一項の規定に基づいて、手形金相当額の損害賠償を請求した事案である。本件では、主として支払見込みのない手形を振り出した代表取締役は商法二六六条ノ三第一項に基づき損害賠償責任を負うか、および正規の選任手続を経ず、かつ就任の承諾もしていない登記簿上の取締役も同規定による責任を負うかが問題となつてゐるが、

本件各手形は書換手形であるので、商法二六六条ノ三の主観的要件である「取締役が其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキ」の有無の判断時点をどこに求めるのが妥当か、すなわち最初の手形を振り出したときか、それとも最後の書換手形を振り出したときかという問題も検討の対象となる。

二 支払見込みがないにもかかわらず、手形を振り出した代表取締役の対第三者責任は、判例上しばしば問題となっているが、この種事案については、比較的容易に取締役の責任を肯定するのが判例の傾向といえる（最判昭和五一・六・三金融判例八〇一号二九頁、同昭和五一・一〇・二六金融法務八一三三四四〇頁、東京地判昭和五三・三・二判時九〇九号九五頁、大阪地判昭和五五・一一・一八判タ四三七号一五八頁など）。その理由は、商法二六六条ノ三第一項の取締役の悪意・重過失の存在を会社に対する任務懈怠に求めるとともに（最判昭和四四・一一・二六民集二三卷一一号二二五〇頁）、支払見込みのない手形の振出はこの場合に該当するというのであるが、支払見込みのない手形振出が何故に会社に対する任務懈怠につき代表取締役が悪意・重過失があることになるのかについての説明が不十分なものが少なくない（吉川「取締役の第三者に対する責任（その二）」民商七八巻臨時増刊号(2)三三九頁）。本件判旨もまたこの点の説明が十分にされていない。

ところで、会社の経営が悪化しているため、支払見込みのない場合に、経営の改善を目指して代表取締役が手形を振り出すことが、常に取締役の対第三者責任を構成するということがな

ると、会社の経営が悪化した場合には、代表取締役は資金のやりとりをすることができず、手をこまねいて会社の倒産をまつしかないということになりかねない。経営努力により悪化した経営状態を改善することこそ代表取締役の職務であることを考えると、たとえ支払見込みのない場合でも、経営者の合理的判断として、代表取締役が手形を振り出すことを是認すべき場合もあるといはねばならない。したがって、支払見込みのない手形を振り出した代表取締役の対第三者責任が問題となる場合には、安易にこれを肯定すべきではなく、会社の資産・経営状態、手形取引の性格、手形の種類、取締役の経営努力等を考慮して、振出が経営判断として合理的であったかどうかで責任の有無を判断すべきであると考える（同旨近藤(光)「取締役の責任とその救済」法協九九巻九号一三三五一三六頁）。

本件の場合、A会社に頼まれて発行した融通手形については、振出後約一ヶ月でA会社が倒産したことを考えると、Y₁はA会社の資金で決済される見込みがないことを知りながら、または決済されると軽信して振り出したものとみることができ、いわゆる放漫経営の一態様としてY₁に会社に対する任務懈怠につき悪意・重過失があったとして、取締役の対第三者責任を肯定してよいと考える（同旨・青竹・本件判批ジュリスト八四〇号九八頁）。これに対し、Y₁は会社の資金調達のために振り出しXより割引を受けた手形については、それだけをとらえれば、Y₁に取締役の対第三者責任を負わせてよいかは疑問であるが、この手形につ

いてY₁は、すでにY会社社の経営は悪化し、手形を支払える見込みが全くないことを知っていたにもかかわらず、Xに対し、「Y会社は一族で経営している会社で他に不動産も多くあるから心配はない。」などと甘言を申し向けて手形の書替に応ずることを承諾させ、書換手形を振り出し、手形金の弁済延期を図っていることを考えると、Y₁は最初からY会社社の経営が相当悪化している状況で、通常な経済人からみて明らかに不合理ないしは無謀な判断に基づいて手形を振り出すとともに、策をろうして手形金の支払を将来に延ばそうとしていたことが伺われるから、この手形の振り出しについても、Y₁の対第三者責任を認めてよいと考える。

三 本件では、次に正規の選任手続を経ずに登記簿上取締役として登記されているにすぎない者いわゆる表見取締役の対第三者責任が問題となっている。周知の通り最判昭和四十七年六月五日(民集二六巻五号九八四頁)は、取締役でないのに取締役就任登記をされた者が、登記をすることについて承諾を与えている場合には、その者は不実の登記の出現に加功したものであるといわべく、したがって、その者は、商法一四条の類推適用により、自己が取締役でないことを善意の第三者に対抗しえず、その第三者に対して商法二六六条ノ三所定の取締役の責任を免れ得ない旨判示し、正規の選任手続を経ていないが取締役就任登記に承諾を与えた表見取締役の責任を認めており、このような見解は近時の多くの下級審判例に踏襲されている(東京地判昭和五〇・

五・二七判七九五号九三頁、大阪高判昭和五三・一一・二九、金判五六八号二二頁、浦和地判昭和五五・三・二五判九六九号一〇頁など)。学説には、会社に対する職務権限のない表見取締役に任務懈怠の責任を問えないとして判例に批判的な見解もあるが(吉川「取締役の第三者に対する責任」民商七八巻臨時増刊(2)三三六頁、米津「前掲昭和四十七年最判批評」民商六八巻二号三三九頁)、多数説は右最判を支持している。私は、基本的には商法二六六条ノ三の責任は特別の法定責任か不法行為責任のどちらかであり、契約に基づく責任でない以上、同上の責任につき外観信頼の保護ということとは問題とならず、したがって商法一四条を介することは不要であって、表見取締役は第三者の善意悪意に関係なく責任を負うべきであるとする竹内説(ジュリスト五九四号二一九頁)を支持しており、商法二六六条ノ三が第三者保護のための政策的規定であることに照らし、そこにいう取締役とは正規の取締役のみならず、諸般の事情から、もし選任決議が実際に行われていたならば、取締役に選ばれていることは必定と考えられる表見取締役をも含むと解するのが妥当であると考えている(「前掲大阪高裁昭和五三年判決評釈」金判五七九号五四頁)。

本件は、昭和四十七年最判の事案とは異なりY₂・Y₃が取締役に就任した旨の不実登記はY₁が無断で勝手にしたものであって、Y₂・Y₃は不実登記に承諾を与えていないばかりか、その存在自体さえも知らなかったという事案である。したがって、Y₂・Y₃に表見取締役としての責任を負わすことはできないのは当然で

あろう。また、 Y_2 ・ Y_3 はY会社の業務に一切関与していなかったのだから事実上の取締役としての責任を負わずこともできない。

ところで、本判決は、 Y_2 ・ Y_3 の責任を否定した理由として「虚偽登記の存続について Y_2 ・ Y_3 兩名に帰責事申のない」ことを加えている。これは、不実登記の存在を知らながら、その更正・抹消を怠って、放置していた表見取締役には、商法一四条が類推適用されると解する近時の学説・判例（前掲浦和地判昭和五五・三・二五）の流れに沿ったものといえる。このような見解を疑問とする説もあるが（森本「本件判批」商事法務一〇三九号三四頁）、私はこのように解しても差支えないと考える（同旨・加藤徹「最判昭和四七年判批」会社判例百選（四版）一一五頁）。

四 本件で支払請求の対象となった各手形は書換手形である。本判決は、手形が最初に振り出された時の状況にも言及しているが、最後の書替手形の振出時期を基準に代表取締役の職務を行うについての悪意・重過失の有無を判断しているようである。東京高判昭和五三年六月二八日（判時九〇八号一〇一頁）は、金融が逼迫した際に従前の手形の満期を延期しても相手方に何ら損害は生じていないと判示する。書替手形とは支払猶予を目的として振出人が満期を変更して振り出した新し手形をいうのであるから、本件のように書換の前後により会社の経営状況が質的に変化していないような場合に任務懈怠を書換手形の振出に求めると損害は、支払の延期によって回収期を遅らせた損害という

ことになり、前記東京高判の説示のようにそのような損害はないと解することもできるから、任務懈怠の有無は、原則として書換前の手形振出の時点において判断するのが妥当であると考える。しかし、本件の事案とは異なり、書換前の手形振出の時点においては、経営が悪化していなかったのに、書換手形の振出の時点では、経営が相当悪化し、手形を振り出してもその支払見込みが全くないことが分っているにもかかわらず、無謀な判断に基づいて、手形を振り出した場合には、書換手形の振出の時点において取締役の責任の有無を判断すべきものと考えられる。五 以上のほか、本判決は、遅延損害金の支払につき商事法定利率の年六分の適用を求めたXの請求を斥け、民法法定利率年五分によるべきことを説示しているが、この点は、従来の判例の多数が採るところであり（東京高判昭和四七・九・一八高裁民集二五卷四号三六〇頁、東京高判昭和五五・六・三〇判時九七三号一一〇頁など）、とくに異論はない。

阪 莖 光 男